

# 保安規程の整備及び技術基準への適合について（再周知）

～機械・器具による挟まれ・巻き込まれによる危害防止措置～

令和8年5月28日

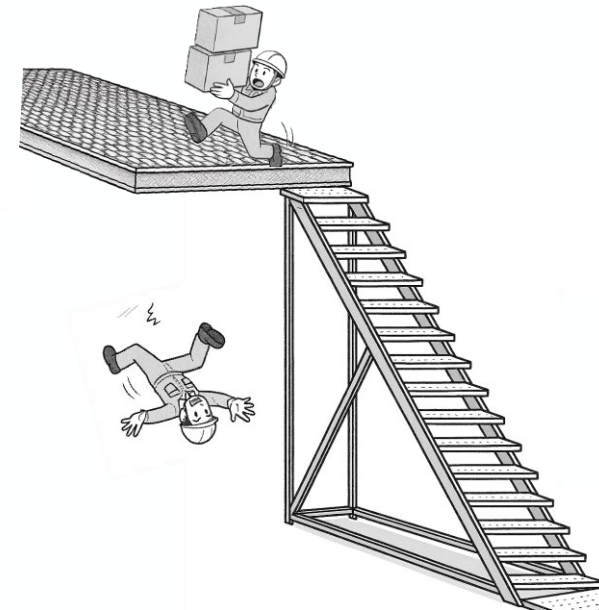
関東東北産業保安監督部東北支部

# 鉱山保安法施行規則等の改正について（令和7年7月）

- 令和7年7月7日付けで、「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令」を公布・施行。
- 主な改正内容は、鉱山における墜落や機械への巻き込まれ事故を防止するための措置を強化。

## 改正の背景

- 墜落、挟まれ、巻き込まれにより、死傷者を生じる事案は毎年一定程度継続的に発生。
- このため、事業者による自主保安の一層の取組推進を図るため、保安規程に定める内容として、「機械、器具に挟まれること、巻き込まれることによる危害防止」を明示的に規定。
- また、墜落、挟まれ、巻き込まれといった危害を防止するための措置が労働安全衛生法令に基づく安全措置の内容と同じ水準であることを「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）」において、明示的に規定。



# 保安規程の整備及び技術基準への適合

- 鉱山保安法施行規則及び技術指針の改正を踏まえ、各鉱山においては、**保安規程の記載内容及び各事業場における保安措置の技術基準への適合状況**を確認の上、所要の対応が必要。

## 改正概要

### 保安規程に記載すべき事項

- ・ 危険箇所にはさく囲等を設けることを義務づける事項
- ・ 機械器具の運転中にさく囲を取り外すことを禁止する事項
- ・ 機械器具を点検・清掃する際の事故防止に関する事項
- ・ さく囲等の保安措置が適切に維持管理されていることを確認する事項

### 各現場における設備等の措置

【墜落による危険を防止するための設備等】

- ・ 貨物自動車への荷役作業における、安衛則に基づく昇降設備
- ・ 高さ2m以上の箇所での作業における、安衛則に基づく作業床
- ・ 作業床の端・開口部等での作業における、安衛則に基づく囲い等
- ※作業床・囲い等を設けるのが困難なとき：防網を張り、墜落制止用器具を使用
- ・ 高さ・深さ1.5m超の作業場への昇降時における、安衛則に基づく昇降するための設備

【挟まれ・巻き込まれによる危険を防止する設備等】

- ・ 原動機等、危険部における、安衛則に基づく覆い等
- ・ 巻き込まれ等の危険のおそれがあるときの安衛則に基づくコンベアの非常停止装置等

